

## 業務委託契約書（案）

下記業務について、発注者 那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

- (1) 業務名 令和4年度「那覇市・南風原町地域 循環型社会形成推進地域計画」作成業務委託
- (2) 委託料 ￥0,000,000-  
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥000,000-)
- (3) 履行期間 契約の日から令和5年3月24日
- (4) 履行場所 南風原町字新川650番地
- (5) 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号に基づき免除。
- (6) 前金払い 適用なし。
- (7) 部分払回数 適用なし。

第2条 乙は、別紙「仕様書」に基づき本業務を行うものとする。

第3条 乙は、業務が完了したときは直ちに完了届により、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙の立会を求めて直ちに検収しなければならない。

第4条 甲は業務完了の検収後、乙の提出する適正な支払い請求書に基づき委託料を支払うものとする。

第5条 甲は、乙の次の各号の一つに該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 契約締結または義務履行について不正の行為があったとき。
  - (2) 完了期限内に義務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。
  - (3) 契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

第6条 乙は、次の各号の一つに該当することを行ってはならない

- (1) 本業務を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による公の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 本業務の履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

第7条 乙は、業務の履行に際し、その責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその賠償の責を負うものとする。

- 2 乙は、業務遂行中における災害又は事故等の発生により、乙の派遣する従事者が被害を受けた場合には、その法的処置等について全責任を負うものとする。

第8条 甲は、第3条の報告書の引渡しの日から2年間、乙に対して目的物のかしの補正を請求することができるものとする。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は5年とする。

2 甲は、前項のかしの補正にかえ損害賠償の請求をすることができる。

第9条 この契約の条項中、甲乙協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他この契約に定める事項について甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

第10条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し双方が記名押印して各自その1通を所持する。

令和 4年 月 日

甲 南風原町字新川650番地  
那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

乙 ○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○  
○○○○